

滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める要件を備え、知事が承認した滋賀型地域活動支援センター設置事業を実施する市町に対して、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、滋賀型地域活動支援センター（以下「センター」という。）の「運営費」および「管理費」とし、その内容は別表1の第1欄に定める額とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1の第2欄に定める対象経費ごとに算定した補助基準額とセンターの利用者が居住する市町長が支出した経費を比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

(申 請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、別記様式第1号により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後、事業の変更等により追加交付申請等が必要となったときは、別記様式第2号により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請または変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に交付決定または変更交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付を受けた補助金をその目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を、事業の完了した日または廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しておかななければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第3号により当該事業完了の日から1か月以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第9条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、県健康医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 第4条の規定に基づく交付申請または第7条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、滋賀型地域活動支援センター事業費補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

なお、この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別表1（要綱第2条、第3条関係）

経費区分	1 補助対象経費	2 補助基準額
運 営 費	1 職員俸給 2 賃金 3 職員諸手当 4 法定福利費 5 厚生経費 6 報償費 7 旅費 8 消耗品費 9 印刷製本費 10 光熱水費 11 役務費 12 借料損料 13 訓練指導費 14 日常生活諸費	各月初日在籍障害者 1人当たり（月額） 74,000円×延人員数
管 理 費	1 固定資産物品費 2 備品費 3 修繕費 4 借上料 5 減価償却費	1センター当たり （年額）1,100,000円

1. センターの「管理費」について、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、上記基準額を12で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。ただし、運営日数が1か月に満たない月は運営月数に含めない（千円未満切捨）。

2. 「管理費」にかかる各市町ごとの負担額については、センター全体の延人員に占める当該市町からの利用者の延人員で按分するものとする（千円未満切捨）。なお、端数切捨により各市町の算定額の合計が上記基準額に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

第 号

(元号) 年(年) 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所

氏名 (自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 氏名 (自治体にあつては担当者の氏名)

連絡先電話番号

(元号) 年度 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付申請書

(元号) 年度滋賀型地域活動支援センター事業について、「滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱」に基づき関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 補助金申請額 金 円

申請額内訳	運営費	円
	管理費	円

添付書類

1 滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書 (別紙1)

2 市町歳入歳出予算書抄本

別紙1

滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書

1 運 営 費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額			市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 ((B)と(C)を比較し て <u>少ない方の額</u>) (D)	県費補助申請額 ((D)×1/2) (E)
		延人員	単価	金額 (B)			
		人	74,000円	円	円	円	円
				円		円	円
				円		円	円
				円		円	円
小 計	円	人		円	円	円	円

- (注) 1 (A) 欄は、当該地域活動支援センター全体の支出予定額を記入し、それ以外の欄については、当該市町入所者分について記入する。
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 仰ぐ

2 管 理 費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額				市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 ((B)と(C)を比較し て <u>少ない方の額</u>) (D)	県費補助申請額 ((D)×1/2) (E)
		全延人員 (a)	市町延人 員(b)	運営月数 (c)	算定額 (B) 1,100千円×c/12×(b/a)			
	円	人	人	人	円	12円	円	円
							円	円
							円	円
							円	円
小 計	円	人	人	人	円	12円	円	円

- (注) 1 (B) 欄は、年額1,100,000円を基準とするが、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1ヶ月未満切り捨て）を乗じて得た額を基準とし、摘要欄に運営期間を記入する。（1,000円未満切り捨て）
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 (a) 欄は他市町からの利用者を含む当該地域活動支援センター全体の延人員を記入し (b) 欄は当該市町の利用者の延人員を記入する。
 4 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、端数切捨の結果、各市町の算定額の合計が1,100,000円（運営月数が12か月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1か月未満切り捨て）を乗じて得た額）に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

3 入所者の状況

地域活動支援センター名	利用者の氏名	住 所	年齢	障害種別	手帳の 番号	障害 程度	判定の 有無	利用区分	利用予定期間
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～

- (注) 1 「障害種別」は、身：身体障害者、知：知的障害者、精：精神障害者、他：その他とし、該当する部分を○で囲むこと。
- 2 「手帳の番号」は、各人の障害に応じ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号を記入すること。
- 3 「判定の有無」は、身障、療育、または精神保健福祉手帳を所持していない者について、専門医の診断書、支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議等の意見の有無について記入すること。
- 4 「利用区分」は、上記1～3を踏まえ、「難病」「薬物依存」「社会的引きこもり」「その他」のいずれかを記入すること。

第 _____ 号
(元号) 年 (____ 年) 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所

氏名 (自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 氏名 (自治体にあつては担当者の氏名)

連絡先電話番号

(元号) ____ 年度 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金変更交付申請書

(元号) ____ 年 ____ 月 ____ 日付け 第 ____ 号で交付決定のあつた標記補助事業について、補助金額に変更を生じたので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 変更申請額 金 _____ 円

(変更申請額内訳	運営費	円
		管理費	円

添付書類

- 1 滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書(変更分) (別紙2)
- 2 市町歳入歳出予算書抄本

別紙2

滋賀型地域活動支援センター事業費所要額調書（変更分）

1 運営費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額			市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 (B)と(C)を比較して少ない方の額 (D)	県費補助申請額 (D)×1/2 (E)	既交付決定額 (F)	追加交付申請額 (E)-(F) (G)
		延人員	単価	金額 (B)					
		人	74,000円	円	円	円	円	円	円
				円		円	円		円
				円		円	円		円
				円		円	円		円
小 計	円	人		円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (A) 欄は、当該地域活動支援センター全体の支出予定額を記入し、それ以外の欄については、当該市町入所者分について記入する。
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 管理費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出予定額 (A)	算定基準による算定額				市町支出 予 定 額 (C)	県費補助基本額 (B)と(C)を比較して少ない方の額 (D)	県費補助申請額 (D)×1/2 (E)	既交付決定額 (F)	追加交付申請額 (E)-(F) (G)
		全延人員(a)	市町延人員(b)	運営月数(c)	算定額(B) 1,100千円×c/12 ×(b/a)					
					円	円	円	円	円	円
							円	円		円
							円	円		円
							円	円		円
小 計	円	人	人	月	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (B) 欄は、年額1,100,000円を基準とするが、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1ヶ月未満切り捨て）を乗じて得た額を基準とし、摘要欄に運営期間を記入する。（1,000円未満切り捨て）
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 (a) 欄は他市町からの利用者を含む当該地域活動支援センター全体の延人員を記入し (b) 欄は当該市町の利用者の延人員を記入する。
 4 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、端数切捨の結果、各市町の算定額の合計が1,100,000円（運営月数が12か月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1か月未満切り捨て）を乗じて得た額）に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

3 入所者の状況

地域活動支援センター名	利用者の氏名	住 所	年齢	障害種別	手帳の 番号	障害 程度	判定の 有無	利用区分	利用予定期間
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～

- (注) 1 「障害種別」は、身：身体障害者、知：知的障害者、精：精神障害者、他：その他とし、該当する部分を○で囲むこと。
- 2 「手帳の番号」は、各人の障害に応じ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号を記入すること。
- 3 「判定の有無」は、身障、療育、または精神保健福祉手帳を所持していない者について、専門医の診断書、支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議等の意見の有無について記入すること。
- 4 「利用区分」は、上記1～3を踏まえ、「難病」「薬物依存」「社会的引きこもり」「その他」のいずれかを記入すること。

第 号
(元号) 年(年) 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所

氏名 (自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 氏名 (自治体にあつては担当者の氏名)

連絡先電話番号

(元号) 年度 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた標記補助事業について、「滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱」に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 精算補助額 金 円

〔	精算額内訳	運営費	円
		管理費	円
〕			

添付書類

- 1 滋賀型地域活動支援センター事業費精算額調書 (別紙3)
- 2 市町歳入歳出決算書抄本
- 3 滋賀型地域活動支援センターが作成する収支決算書

滋賀型地域活動支援センター事業費精算書

1 運営費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出済額 (A)	算定基準による算定額			市町支出済額 (C)	県費補助基本額 (B)と(C)を比較して少ない方の1/2の額 (D)	県補助金交付決定額 (E)	県費補助所要額 (D)と(E)を比較して少ない方の額 (F)	概算受入済額 (G)	差引過不足額 (F)-(G) (H)
		延人員	単価	金額 (B)						
	円	人	74,000円	円	円	円	円	円	円	円
				円		円		円		円
				円		円		円		円
				円		円		円		円
小 計	円	人		円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (A) 欄は、当該地域活動支援センター全体の支出予定額を記入し、それ以外の欄については、当該市町入所者分について記入する。
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 管理費

地域活動支援センター名	地域活動支援センターにおける対象経費の支出済額 (A)	算定基準による算定額				市町支出済額 (C)	県費補助基本額 (B)と(C)を比較して少ない方の1/2の額 (D)	県補助金交付決定額 (E)	県費補助所要額 (D)と(E)を比較して少ない方の額 (F)	概算受入済額 (G)	差引過不足額 (F)-(G) (H)
		全延人員 (a)	市町延人員 (b)	運営月数 (c)	算定額 (B) 1,100千円×c/12 ×(b/a)						
	円	人	人	月	円	円	円	円	円	円	円
							円		円		円
							円		円		円
							円		円		円
小 計	円	人	人	月	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (B) 欄は、年額1,100,000円を基準とするが、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1ヶ月未満切り捨て）を乗じて得た額を基準とし、摘要欄に運営期間を記入する。（1,000円未満切り捨て）
 2 (C) 欄には、県費補助申請額を含む額を記入する。
 3 (a) 欄は他市町からの利用者を含む当該地域活動支援センター全体の延人員を記入し (b) 欄は当該市町の利用者の延人員を記入する。
 4 「算定額」の算定の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、端数切捨の結果、各市町の算定額の合計が1,100,000円（運営月数が12か月に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に運営月数（1か月未満切り捨て）を乗じて得た額）に満たない場合は、所在市町の算定額において調整するものとする。

3 入所者の状況

地域活動支援センター名	利用者の氏名	住 所	年齢	障害種別	手帳の 番号	障害 程度	判定の 有無	利用区分	利用予定期間
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～
				身・知・精・他					～

- (注) 1 「障害種別」は、身：身体障害者、知：知的障害者、精：精神障害者、他：その他とし、該当する部分を○で囲むこと。
- 2 「手帳の番号」は、各人の障害に応じ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号を記入すること。
- 3 「判定の有無」は、身障、療育、または精神保健福祉手帳を所持していない者について、専門医の診断書、支援に携わる者（機関）等を構成員とした個別調整会議等の意見の有無について記入すること。
- 4 「利用区分」は、上記1～3を踏まえ、「難病」「薬物依存」「社会的引きこもり」「その他」のいずれかを記入すること。